

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和6年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	114	事業名	一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業(基金型)	事業番号	(1)-8-2
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		6,765,106(千円) 9,260,713(千円)	全体事業費	(13,861,706(千円)) 16,800,177(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

JR浪江駅周辺及び新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、建物に対する地震被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在も被災家屋等の解体作業が進んでおり、空き地の発生とともに、建物が点在するような街並みになり、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じている。

このような折、浪江町では、平成29年3月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定し、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念に掲げ、各種施策の実施に努めている。

既存中心市街地の再生は、浪江町復興の核として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ、スピード感をもって進めていく必要がある。

については、本業務の実施により、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。

事業概要

本業務は、避難指示解除から4年余が経過した浪江町のJR浪江駅周辺において、令和2年度に策定した浪江駅周辺整備計画、令和3年度の基本設計に基づき、核となるエリア(先導整備エリア)で基盤整備を行うもの。

なお、当該事業については、平成29年3月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定するとともに、浪江町復興計画(第二次)及び復興計画(第三次)においても重要施策に位置づけ、その実現に向けた取組を行うこととしている。

【区域面積の変更等】(第38回申請)

・令和4年6月に公表した「浪江駅周辺ランドデザイン基本計画」等を踏まえ事業を推進するため、区域の面積及び土地利用計画の変更等を行った。(令和5年2月3日都市計画変更、令和5年3月28日事業認可変更)。

【緑空間の整備内容の変更等】(第46回申請)

・住民ワークショップの意見等を踏まえ、浪江駅から新町通りまでの緑空間に係る整備内容の変更、浪江駅前に地域交流施設の整備の追加等を行った(令和6年3月事業認可変更予定)。

<事業間流用による経費の変更>(令和6年1月)

以下の完了済みの7事業から執行残の国費1,660,063千円(対象事業費2,213,417千円)を本事業に流用。

- ① 1-1-1 災害公営住宅整備事業(幾世橋地区・基金型)から国費80,940千円
- ② 1-1-1-2 災害公営住宅整備事業(幾世橋地区)関連道路整備等事業(基金型)から国費103,049千円
- ③ 1-1-3 災害公営住宅整備事業(請戸地区・基金型)から国費115,228千円
- ④ 1-1-3-1 災害公営住宅整備事業(請戸地区)関連道路整備等事業(基金型)から国費43,747千円
- ⑤ 1-11-5 浪江町道路整備事業(請戸漁港小高瀬迫線・基金型)から国費896,120千円
- ⑥ 1-11-6 浪江町道路整備事業(一里壇大町線・基金型)から国費309,051千円
- ⑦ 1-11-8 浪江町道路整備事業(小熊田宮田線・基金型)から国費111,928千円

これにより、交付対象事業費は6,765,106千円(国費:5,073,829千円)から、事業費8,978,523千円(国費:6,733,892千円)に増額。

当面の事業概要

本業務の対象地域は、浪江町中心市街地再生計画(平成29年3月策定)に位置付けた区域のうち、町による「先導整備エリア」を設定し、基盤整備を行うもの。

全体計画 <令和4~8年度>基金

一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業(浪江駅周辺地区) 16,800,177千円

1. 用地取得

2. 測量
3. 面整備の実施設計
4. 解体撤去工事
5. 宅地造成、道路、電線共同溝、駅前広場、浪江駅東西自由通路、地域活性化施設、交流施設等の整備

第38回申請<令和4~5年度分>基金

一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業（浪江駅周辺地区） 6,765,106千円

1. 用地取得
2. 測量
3. 面整備の実施設計
4. 解体撤去工事
5. 宅地造成、道路、電線共同溝、駅前広場など面整備の一部の工事

事業間流用<令和6~7年度分>基金

一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業（浪江駅周辺地区） 2,213,417千円

1. 公共施設等の整備

第46回申請<令和6~7年度分>基金

一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業（浪江駅周辺地区） 2,495,607千円

1. 用地取得
2. 測量
3. 面整備の実施設計
4. 解体撤去工事
5. 宅地造成、道路、電線共同溝、駅前広場、浪江駅東西自由通路、地域活性化施設、交流施設等の整備

<本事業の位置づけ>

【浪江町中心市街地再生計画（平成29年3月策定）】

<基本理念>

「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生～ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して～」

<コンセプト>

- 「帰町される町民の方々に対して」・・・中心市街地に居住する方だけでなく、帰町された町民全体、町内全域の方、事業を再開された方に、基礎的な生活サービスやコミュニティ形成の場を提供します。また、安全・安心な居住地としての役割も果たします。
- 「当面の帰町が困難な町民の方々に対して」・・・若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、人とのつながりや歴史・文化に触れてふるさとを感じ、帰町される意思を高められるような中心市街地を目指します。
- 「新たに居住されるの方々に対して」・・・安全・安心な居住環境や元々の町民とのつながり等によって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指します。

<目標と施策>

- 安全・安心のまちづくり ○暮らしやすいまちづくり ○集う・にぎわう・つながるまちづくり
- 浪江らしさがあるまちづくり

【浪江町復興計画（第二次）（平成29年3月策定）】

第4章 復興に向けた取組施策

施策3 住まいの再建とまちづくりの推進

《目指す姿と取組》

- ◆まちづくりの核となるエリアを足掛かりに町全体を再生します。

平成28年度策定の「浪江町中心市街地再生計画」を踏まえたまちづくりの推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた町全域の再生に向けた取組を展開します。

【浪江町復興計画（第三次）（令和3年3月策定）】

第3章 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

施策2 社会基盤の維持・整備

- (1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

浪江駅周辺を核とした復興を加速化させる中心市街地機能の整備に取り組みます。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

中心市街地内では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にあることから、避難指示解除後であっても、帰還町民が少なく、震災前のような街並みや賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中であっても、町民がふるさと浪江に戻るとい希望を持ち続け、また町外から多くの人に訪れていただくことにより、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、活気あるまちなか再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	116	事業名	浪江町公共下水道施設整備事業(一団地・基金型)	事業番号	(1) - 1 2 - 2
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(117,190 千円) 324,860 千円	全体事業費	(271,861 千円) 324,860 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>J R 浪江駅周辺及び新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、建物に対する地震被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在も被災家屋等の解体作業が進んでおり、空き地の発生とともに、建物が点在するような街並みになり、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じている。</p> <p>このような折、浪江町では、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定し、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念に掲げ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>既存中心市街地の再生は、浪江町復興の核として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ、スピード感をもって進めていく必要がある。</p> <p>については、本業務の実施により、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本業務は、避難指示解除から 4 年余が経過した浪江町の J R 浪江駅周辺において、令和 2 年度に策定した浪江駅周辺整備計画、令和 3 年度の基本設計に基づき、核となるエリア(先導整備エリア)で基盤整備を行うもの。</p> <p>なお、当該事業については、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定するとともに、浪江町復興計画(第二次)及び復興計画(第三次)においても重要施策に位置づけ、その実現に向けた取組を行うこととしている。</p> <p>【区域面積の変更等】(第 38 回申請)</p> <p>・令和 4 年 6 月に公表した「浪江駅周辺ランドデザイン基本計画」等を踏まえ事業を推進するため、区域の面積及び土地利用計画の変更等を行った。(令和 5 年 2 月 3 日都市計画変更、令和 5 年 3 月 2 8 日事業認可変更)。</p>					
当面の事業概要					
<p>本業務の対象地域は、浪江町中心市街地再生計画(平成 29 年 3 月策定)に位置付けた区域のうち、町による「先導整備エリア」を設定し、基盤整備を行うもの。</p> <p>全体計画 <令和 4~7 年度>基金 下水道事業(浪江駅周辺地区) 324,860 千円 1. 実施設計 2. 工事</p> <p>第 38 回申請 <令和 4~5 年度分>基金 下水道事業(浪江駅周辺地区) 117,190 千円 1. 実施設計 2. 工事</p> <p>第 46 回申請 <令和 6~7 年度分>基金 下水道事業(浪江駅周辺地区) 207,670 千円 1. 工事</p> <p><本事業の位置づけ> 【浪江町中心市街地再生計画(平成 29 年 3 月策定)】</p> <p><基本理念></p>					

「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生～ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して～」

<コンセプト>

- 「帰町される町民の方々に対して」・・・中心市街地に居住する方だけでなく、帰町された町民全体、町内全域の方、事業を再開された方に、基礎的な生活サービスやコミュニティ形成の場を提供します。また、安全・安心な居住地としての役割も果たします。
- 「当面の帰町が困難な町民の方々に対して」・・・若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、人とのつながりや歴史・文化に触れてふるさとを感じ、帰町される意思を高められるような中心市街地を目指します。
- 「新たに居住されるの方々に対して」・・・安全・安心な居住環境や元々の町民とのつながり等によって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指します。

<目標と施策>

- 安全・安心のまちづくり
- 暮らしやすいまちづくり
- 集う・にぎわう・つながるまちづくり
- 浪江らしさがあるまちづくり

【浪江町復興計画（第二次）（平成29年3月策定）】

第4章 復興に向けた取組施策

施策3 住まいの再建とまちづくりの推進

《目指す姿と取組》

- ◆まちづくりの核となるエリアを足掛かりに町全体を再生します。

平成28年度策定の「浪江町中心市街地再生計画」を踏まえたまちづくりの推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた町全体の再生に向けた取組を展開します。

【浪江町復興計画（第三次）（令和3年3月策定）】

第3章 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

施策2 社会基盤の維持・整備

(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

浪江駅周辺を核とした復興を加速化させる中心市街地機能の整備に取り組みます。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

中心市街地内では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にあることから、避難指示解除後にあっても、帰還町民が少なく、震災前のような街並みや賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中にあっても、町民がふるさと浪江に戻るとい希望を持ち続け、また町外から多くの人に訪れていただくことにより、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、活気あるまちなか再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	117	事業名	浪江町水道施設整備事業(一団地・基金型)	事業番号	(2) - 20 - 6
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(93,963 千円) 268,335 千円	全体事業費	(240,335 千円) 268,335 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>J R 浪江駅周辺及び新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、建物に対する地震被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在も被災家屋等の解体作業が進んでおり、空き地の発生とともに、建物が点在するような街並みになり、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じている。</p> <p>このような折、浪江町では、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定し、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念に掲げ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>既存中心市街地の再生は、浪江町復興の核として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ、スピード感をもって進めていく必要がある。</p> <p>については、本業務の実施により、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本業務は、避難指示解除から 4 年余が経過した浪江町の J R 浪江駅周辺において、令和 2 年度に策定した浪江駅周辺整備計画、令和 3 年度の基本設計に基づき、核となるエリア(先導整備エリア)で基盤整備を行うもの。</p> <p>なお、当該事業については、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定するとともに、浪江町復興計画(第二次)及び復興計画(第三次)においても重要施策に位置づけ、その実現に向けた取組を行うこととしている。</p> <p>【区域面積の変更等】(第 38 回申請)</p> <p>・令和 4 年 6 月に公表した「浪江駅周辺ランドデザイン基本計画」等を踏まえ事業を推進するため、区域の面積及び土地利用計画の変更等を行った。(令和 5 年 2 月 3 日都市計画変更、令和 5 年 3 月 2 8 日事業認可変更)。</p>					
当面の事業概要					
<p>本業務の対象地域は、浪江町中心市街地再生計画(平成 29 年 3 月策定)に位置付けた区域のうち、町による「先導整備エリア」を設定し、基盤整備を行うもの。</p> <p>全体計画 <令和 4~7 年度>基金 水道施設整備事業(浪江駅周辺地区) 268,335 千円</p> <ol style="list-style-type: none">1. 実施設計2. 工事 <p>第 38 回申請 <令和 4~5 年度分>基金 水道施設整備事業(浪江駅周辺地区) 93,963 千円</p> <ol style="list-style-type: none">1. 実施設計2. 工事 <p>第 46 回申請 <令和 6~7 年度分>基金 水道施設整備事業(浪江駅周辺地区) 174,372 千円</p> <ol style="list-style-type: none">1. 工事 <p><本事業の位置づけ> 【浪江町中心市街地再生計画(平成 29 年 3 月策定)】</p> <p><基本理念></p>					

「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生～ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して～」

<コンセプト>

- 「帰町される町民の方々に対して」・・・中心市街地に居住する方だけでなく、帰町された町民全体、町内全域の方、事業を再開された方に、基礎的な生活サービスやコミュニティ形成の場を提供します。また、安全・安心な居住地としての役割も果たします。
- 「当面の帰町が困難な町民の方々に対して」・・・若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、人とのつながりや歴史・文化に触れてふるさとを感じ、帰町される意思を高められるような中心市街地を目指します。
- 「新たに居住される方々に対して」・・・安全・安心な居住環境や元々の町民とのつながり等によって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指します。

<目標と施策>

- 安全・安心のまちづくり
- 暮らしやすいまちづくり
- 集う・にぎわう・つながるまちづくり
- 浪江らしさがあるまちづくり

【浪江町復興計画（第二次）（平成29年3月策定）】

第4章 復興に向けた取組施策

施策3 住まいの再建とまちづくりの推進

《目指す姿と取組》

- ◆まちづくりの核となるエリアを足掛かりに町全体を再生します。

平成28年度策定の「浪江町中心市街地再生計画」を踏まえたまちづくりの推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた町全域の再生に向けた取組を展開します。

【浪江町復興計画（第三次）（令和3年3月策定）】

第3章 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

施策2 社会基盤の維持・整備

(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

浪江駅周辺を核とした復興を加速化させる中心市街地機能の整備に取り組みます。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

中心市街地内では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にあることから、避難指示解除後であっても、帰還町民が少なく、震災前のような街並みや賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中であっても、町民がふるさと浪江に戻るとい希望を持ち続け、また町外から多くの人に訪れていただくことにより、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、活気あるまちなか再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	33	事業名	浪江町復興計画策定事業	事業番号	(1) -10-1
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(74,730(千円) 86,224(千円)	全体事業費		(74,730(千円) 86,224(千円)
帰還環境整備に関する目標					
<p>令和 3 年 3 月に策定した浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）に基づき、帰還環境の整備に努めている。</p> <p>東日本大震災発災より 12 年が経過し、復旧・復興の進捗、町民の生活環境や感情、さらには感染症といった社会情勢が大きく変遷している中で、これまでの前期計画を検証し、現状に即した時点修正、方向修正を行い、今後 5 年間の後期計画を策定するための基礎調査を実施するものである。帰還に向けた町の方向性について町民をはじめ、さまざまな方と共有することで、帰還へ向けた共通認識を図り帰還加速へつなげることを目標として実施する。</p>					
事業概要					
<p>平成 29 年 3 月 31 日に帰還困難区域を除く地域について避難指示が解除され、その後、令和 5 年 3 月 31 日に浪江町特定復興再生拠点区域として、末森・室原・津島の 3 地区において一部避難指示が解除された。現在、福島復興再生特別措置法が一部改正され、地元住民の帰還意向を踏まえ「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、未だ、避難指示区域にある町民が帰還・居住できるよう区域を設定できる法律が整備され、帰還環境を整備する取組が進められている。</p> <p>町では、2015 年にまち・ひと・しごと創生浪江町人口ビジョンにおいて、避難指示解除後の想定人口 5,000 人、2035 年の目標人口 8,000 人を掲げており、令和 3 年 3 月に策定した浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）に基づき、町内の帰還環境整備や避難先での生活再建に取り組んでいる。</p> <p>しかし、令和 5 年 11 月末時点での町の居住人口は 2,130 人と震災前の約 1 割に留まる状況であり、このままでは町の存続が危ぶまれる状況に変わりはなく、避難指示区域の解除と帰還を促進しつつ、持続可能なまちづくりを目指して、指針となる町の最上位計画を策定していく必要がある。</p> <p>復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）の計画期間は 10 年間となっており、令和 12 年までの計画となっているが、令和 7 年で中間の 5 年が経過するため、これまでの町の取組や課題を総点検し、これまでの中心市街地の整備内容や、F-REI 立地による町の方向性、福島ロボットテストフィールドとの連携、復興記念公園整備、水素製造拠点等の国や県が整備する施設の整備状況を反映した浪江町復興計画【第三次】後期を策定するものである。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 28 年度> 浪江町復興計画【第二次】（復興まちづくり計画）の策定。</p> <p><令和 2 年度> 復興計画策定検討委員会を立ち上げ、浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）を策定。</p> <p><令和 6 年度> 浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）の分析と検証、町民ワークショップ等での町民意見の収集</p> <p><令和 7 年度> 浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）後期の策定、パブリックコメントの実施、印刷製本</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）においては、長期的な町全土の環境回復を掲げてきた。被災をきっかけとして飛躍を目指す復興まちづくりに向けて一層の復興関連施策の実施や継続が求められる。浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）の前期にあたる令和 3 年から現在まで、町の方向性を示してきた。今後の令和 7 年～令和 12 年の復興の方向性を町の内外に示し、住民の帰還の加速に繋げる。</p>					

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	60	事業名	浪江町埋蔵文化財発掘調査事業	事業番号	(1)-17-1
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(1,889,038 千円) 2,058,031 (千円)	全体事業費	(1,889,038 千円) 2,058,031 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>一部地域の避難指示が解除された浪江町内において、雇用の創出や住環境の整備等の各種開発事業を進めるにあたり、埋蔵文化財包蔵地（以下「遺跡」とする。）の有無や、範囲・内容（年代や性格）等を明らかにするため、分布調査及び試掘確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財の保護の両立を図る。</p> <p>開発事業との調整を図ったうえで、埋蔵文化財への影響が避けられない場合は、発掘調査による記録保存を実施する。</p>					
事業概要					
<p>町内の帰還促進に向けた環境整備（開発）を行うにあたり、開発予定地内における遺跡の有無や、範囲・内容等を事業開始前の計画段階から把握し、開発と埋蔵文化財の保護の両立を図る。</p> <p>1 分布調査</p> <p>開発が計画されている範囲について、既知のものを含めた遺跡の有無やその範囲・性格等を、現地を実際に踏査することにより判断する。</p> <p>2 試掘確認調査</p> <p>分布調査実施後に、本発掘調査の要否や本発掘調査を要する範囲、その期間や費用等を算定する資料を得ることを目的とした調査。人力または重機により小規模な掘削を行ない、遺構や遺物を検出することで、遺跡の拡がり、深度、性格等を把握する。</p> <p>分布調査、試掘確認調査の結果を基に、遺跡保存のための工法や設計等の変更について開発側と協議し、開発と埋蔵文化財の保護の両立のための調整を図る。</p> <p>3 発掘調査</p> <p>分布調査、試掘確認調査の結果を踏まえた開発側との協議において、埋蔵文化財（遺構・遺物）への影響が避けられない場合において、記録保存に向けた発掘調査を実施する。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 29 年度></p> <p>北棚塩口ボット関連産業団地整備事業、北産業団地整備事業 浪江町道路整備事業（小熊田宮田線）における分布調査及び試掘調査</p> <p><平成 30 年度></p> <p>棚塩地区雇用創出エリア（棚塩産業団地南側）分布調査及び試掘確認調査</p> <p><平成 31 年度></p> <p>防災拠点整備事業（帰還困難区域復興再生拠点浪江町室原地区）、中心市街地等 分布調査及び試掘確認調査</p> <p><令和 2 年度></p> <p>棚塩地区復興牧場試掘調査 復興まちづくり地区公共施設（幾世橋地区）整備に伴う発掘調査</p> <p><令和 3 年度></p> <p>駅前一団地整備事業試掘確認調査 復興まちづくり地区公共施設（幾世橋地区）整備に伴う発掘調査報告書作成（平成 31 年度試掘調査・令和 2 年度発掘調査実施済） 棚塩地区酪農復興牧場発掘調査（第 1 次）（平成 30 年度・令和 2 年度試掘確認調査実施済）</p> <p>※ 2・3 次調査に向けてより詳しい遺構分布状況把握するための試掘確認調査も併せて実施する。</p>					

<令和4年度>

棚塩地区酪農復興牧場発掘調査（第1次）報告書作成

棚塩地区酪農復興牧場発掘調査（第2次）

<令和5年度>

棚塩地区酪農復興牧場発掘調査（第2次）報告書作成

棚塩地区酪農復興牧場発掘調査（第3次）

<令和6年度>

棚塩地区酪農復興牧場発掘調査（第3次）報告書作成・1～3次調査総括作成

地域の帰還・移住等環境整備との関係

町内で進められている各種帰還環境の整備事業においては、事前に遺跡の試掘確認調査を実施することで、開発事業の計画段階からの円滑な調整が図られる。開発による影響が避けられない場合において、速やかに発掘調査による記録保存を図ることで住民の帰還に向けた各種整備事業の円滑な実施につながるため。

関連する事業の概要

・畜産施設整備事業

町の農業復興拠点として大規模畜産施設を整備することにより耕畜連携を図り、営農再開、町民の帰還を促進する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	外部被ばく線量測定事業	事業番号	(3) -23-1
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(698,987 (千円) 702,140 (千円)		全体事業費	(698,987 (千円) 702,140 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
町民の外部被ばくに対し、わかりやすい放射線測定を実施することにより不安解消を図り、帰還の促進につなげる。					
事業概要					
町内外にお住いの町民、役場職員、町内で仕事や活動をしている人に積算線量計 (以下 D シャトルとする。) を貸与する。D シャトルの特性である 1 時間ごとの被ばく線量が分かるため、どこにいた時に線量が高く、どこにいた時に低いか、もしも浪江でずっと暮らした場合等のおおよその積算線量も推計できるので、装着者本人が被ばく線量を把握しやすく、それに応じた行動や対応ができるように相談を受け助言を行っていく。令和 5 年度春には特定復興再生拠点区域の解除が控えているため D-シャトルを積極的に利用していただき、できるだけ一人おひとりがどのような不安、心配ごとを抱えているのかを捉え、一緒に考えたりその改善策を見出したりしながら合理的な判断ができるよう、リスクコミュニケーションを行っていく。					
当面の事業概要					
＜令和 6 年度＞ ○D-シャトル ・利用したい人には借用申請書を書いていただき、随時貸出す。 ・利用中の人には、電池が切れる前に点検・校正の通知をし、現在利用中の D シャトルを返却してもらおうが、その間、希望者には何度でも読取り・説明を行う。 ・返却された D シャトルの読取りを行い、窓口に来れない人には報告書と新しい D-シャトルを送付し、電話で説明を行う。直接窓口に戻ってきた人には、測定結果を説明し、新しい D-シャトルを貸出す。 ・町内での居住及び活動を希望する方で放射線不安がある方には D-シャトルの使用を推奨していく。 ・令和 5 年度の利用者は約 300 人であるが、拠点区域解除の人と新規利用者を見込み、点検・校正を 700 台行う。					
＜令和 7 年度以降＞ 継続しての実施を予定。					
浪江町復興計画【第三次】 第 4 章 健康と福祉のまちづくり 施策 3 (1) 放射線による健康不安への対策 イ 放射線の影響を自分で計測できる環境づくり					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
本事業の実施により、町民との放射線に対するリスクコミュニケーションを勧めていき、放射線の理解や不安を軽減することによって町民の帰還を促進することは、地域の再生加速化につながる。また、町内での事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策など住民との協働による取組みを実施して下さる方々にも貸出しをすることで、しいは帰還意向の促進を図ることにつながる。					
関連する事業の概要					

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	甲状腺検査事業	事業番号	(3) -23-3
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(6,074 (千円) 6,201 (千円)		全体事業費	(6,074 (千円) 6,201 (千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

甲状腺検査を行うことで、町民の放射線被ばくリスクによる健康への影響・不安の解消を図り、帰還の促進へつなげる。年々受診者数は減少傾向にあるが、放射線に対して不安を感じている町民は多いので、長期的且つ継続的に事業を実施する必要がある。

事業概要

福島県が行っている甲状腺検査は、震災当時 18 歳以下だった者が 20 歳になるまでは 2 年ごと、それ以降は 5 年ごととしている。町では震災当時 19~40 歳以下を対象とし、うち町独自の検査を 1 度も受けたことがない者と震災当時 18 歳以下で県の検査の対象ではない年に受けられるよう、仮設津島診療所、ひらた中央クリニック (震災復興支援放射線対策研究所) 及び全日本民主医療機関連合会 (県内外の加入病院 106 か所) において対象者が無料で検査を受けれるようにしている。(受検実績…19~40 歳以下 581 人/4,943 人、18 歳以下 1,539 人/3,639 人)

当面の事業概要

<令和 6 年度>

震災当時 40 歳以下の町民を対象として検査を実施する。

想定受診人数 (仮設津島診療所) 10 名
(ひらた中央クリニック) 10 名
(全日本民主医療機関連合会) 5 名

<令和 7 年度>

令和 6 年度に同じ

令和 6 年度以降対象者数 19 歳~40 歳以下 4,362 人 18 歳以下 2,100 人

浪江町復興計画【第三次】

第 4 章 健康と福祉のまちづくり

施策 3 (1) 放射線による健康不安への対策

ア 放射線の健康への影響に関する検査体制の充実

地域の帰還・移住等環境整備との関係

放射線の健康不安の解消に努めることにより、帰還して町内での生活基盤の確立、事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策などの住民との協働による取組みを実施することで、帰還の促進を図っていく。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	放射線測定器校正事業	事業番号	(3) -23-5
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(237,001(千円)) 247,845(千円)		全体事業費	(237,001(千円)) 247,845(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
町民の放射線被ばくリスクや健康への影響・不安を各放射線に関する検査により解消を図り、帰還意向の促進へつなげる。					
事業概要					
平成 24 年度に放射線への不安解消、町民の安心確保のため、浪江町全世帯へ配布した放射線測定器について、利用世帯へ通知し、性能を維持するため、年 1 回定期的に回収・点検・校正・修繕を行う。 また、町内防犯対策のため町民へ町が委嘱しパトロールを実施している、防犯見守り隊が常時使用している測定器等についても、性能維持のため校正を実施し、継続した町民の安心安全な立入りの機会を確保していく。 ・町民へ貸与している線量計は放射線量表示機 ・見守り隊が使用している線量計は積算線量計					
当面の事業概要					
<令和 6 年度> 全世帯を対象に配布した放射線測定器の機器メンテナンスのための回収・点検・校正・修繕を行う。 配布してから 10 年が経過するため、修繕が増加している。点検依頼の約半数が修繕を行っている。 想定台数：(持込) 50 台 (郵送) 850 台 計 900 台 (うち修繕 760 台) (見守り隊用) 20 台 計 20 台					
<令和 7 年度> 継続しての実施を予定している。					
浪江町復興計画【第三次】 第 4 章 健康と福祉のまちづくり 施策 3 (1) 放射線による健康不安への対策 P 8 1					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
課題とされる、被ばくリスク・放射線健康不安の解消に努めることにより、帰還困難区域に立ち入りする町民が安心して立ち入ることができ、しいては町内に帰還した町民または、帰還を目指す町民及び事業再開、地域保全対策並びに防犯・防災対策など町民との協働による取組みを実施することで、帰還意向の促進を図る。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	水道水に対する住民の不安解消事業	事業番号	(3)-23-6
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(497,819(千円)) 526,809(千円)		全体事業費	(497,819(千円)) 526,809(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
住民の早期帰還促進に資するべく、町内の 4 箇所の取水場 (苅野、大堀、谷津田、小野田) において放射性物質モニタリングを実施し、結果について広く住民に周知し、理解促進を図ることによって住民の一層の安全につなげていく。					
事業概要					
水道水に対する住民の不安を払拭するためには、連続的な放射性物質モニタリング検査を実施し、水道水の安全性を常時監視できる体制を整えることが重要である。このため、町内 4 箇所の取水場にある水道自動サンプリング機器の保守点検を行う。 また、水質検査も併せて実施する。各項目により違いはあるが、年 1 回から 1 2 回実施する。飲料水として安全安心な水を提供できることで、町民や事業者が安心して帰還し、ふるさと浪江町の復旧復興へ尽力できる環境を確保する。					
当面の事業概要					
＜令和 6 年度＞					
・ 町内 4 箇所の取水場における放射性物質の 24 時間モニタリング検査機器の保守点検					
・ 水質検査					
		検査項目		実施回数 (年)	
		【浄水】			
		水質基準 51 項目検査		4	
		水質基準 49 項目検査		12	
		水質基準 9 項目検査		32	
		水質基準 2 項目検査		8	
		水質管理目標設定 20 項目		4	
		【原水】			
		水質基準 39 項目検査		4	
		水質基準 8 項目検査		12	
		指標菌検査 (嫌気性芽胞菌)		20	
		指標菌検査 (大腸菌定性)		20	
		クリプトスポリジウム・ジアルジア検査		7	
		保菌検査		12	
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
上記の取り組みにより、町内の上水道の安全性を確保し、住民に広く理解していただくことで避難住民の早期帰還促進に向け、一層の安心につなげることに寄与する。					
関連する事業の概要					

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	除染検証による線量低減対策事業	事業番号	(3)-23-7
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(593, 336(千円)) 594, 272(千円)	全体事業費	(593, 336(千円)) 594, 272(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町は、令和 5 年度に特定復興再生拠点区域の避難指示解除、並びに特定帰還居住区域復興再生計画の作成を行っている。</p> <p>町内への帰還の際の放射線による健康被害を懸念する町民の声を払拭し、町内への帰還を促進し安心安全に暮らすため、様々な取り組みを実施し不安を解消していきたい。</p> <p>そこで、有識者で構成する「除染検証委員会」を実施し、線量低減策を提案いただき、環境省により適切な低減事業を行い、それらのデータを活用しながら町内で居住している町民の放射線に対するリスクコミュニケーションを活発化させ、町内で暮らすことへの安心感を持ってもらう。また、帰還を考えている町民への帰還意欲や希望を醸成させることを目的とする。</p>					
事業概要					
<p>当町では、特定復興再生拠点区域の除染状況として令和 5 年 11 月時点で 9 割の除染が完了している。また、令和 6 年度には特定帰還居住区域に対しての環境省除染を行われる予定となっている。</p> <p>有識者で構成する「除染検証委員会」を開催し、放射線の不安が残る事案について線量低減策を提案いただき、それをもとに環境省に対して適切な低減対策事業の実施を求め、放射線に対するリスクコミュニケーションを活発化させ、町民が安心して暮らすことができるよう検証を進めていく。</p> <p>なお、本事業は浪江町復興計画【第三次】において、復興の基本方針に沿った健康と福祉のまちづくりのため、復興に向けた施策として位置づけ実施する。</p>					
当面の事業概要					
<p><令和 6 年度></p> <p>・有識者で構成する委員会で、線量の低減方法の提案をいただき、環境省により適切な低減事業を行い、住民の放射能に対するリスクコミュニケーションを図っていく。</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>当町は、放射線による汚染被害を受け除染をしなければ居住が困難な区域が存在する。適切な除染を実施し、町内で暮らすことへの安心感を持つことで町民の帰還促進が期待される。また、町民自身が放射線についての正しい知識を得ることで、リスクコミュニケーションの強化が図られ、安心安全に暮らすことができる。</p>					
関連する事業の概要					
<p>外部被ばく線量測定事業、内部被ばく検査事業、甲状腺検査事業、水質検査事業など、従前より実施している事業と合わせ、放射線に関する町民の不安軽減に資する取り組みを強化する。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	自家消費野菜等放射能検査事業	事業番号	(3) -23-8
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(175,183(千円)) 193,356(円)		全体事業費	(175,183(千円)) 193,356(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災に伴う東京電力第一原子力発電所の事故後、13 年を経過しようとする今も、多くの町民が放射能による健康への影響に不安を抱いている。空間線量が及ぼす体への影響「外部被ばく」同様、普段の食事等から受ける「内部被ばく」について町民から不安の声が多く寄せられている。</p> <p>また、長年親しんできた山菜、きのこ類や自家消費作物の放射能不安は地域の食文化の衰退を招くだけではなく、食全般に対する不安を払拭しきれていないために帰還をより困難にしている。</p> <p>食に対する不安払拭のため、町民自らが育てた農作物、採取した自家消費野菜等を持ち込み自分の目で安全性を確認することができる測定環境を整えるとともに、検査結果を公表することで安心・安全を確保し、放射線に対する不安軽減が図れ、帰町へ向けての意欲を高め避難住民の帰還を促進することで、町の復興を加速させることを目標とする。</p> <p>更に浪江町立なみえ創生小学校・中学校及び浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等を学校敷地内のなみえ創成小・中学校調理場に設置した測定器で測定することにより、児童・生徒・園児・保護者に対して給食の放射能に対する安全・安心を確保する。</p>					
事業概要					
<p>県から無償譲渡された放射能簡易分析装置 1 台及び県から貸与の非破壊式放射能測定器 1 台、並びに町で購入したゲルマニウム半導体検出器 1 台を使用し、町民自身が口にする食品(自家栽培野菜、井戸水等)を測定する。なお、今年度より他町村(二本松市)より無償譲渡を受けた機器を津島支所に配置し津島地区の帰還の促進となるよう実施する。更に、なみえ創成小・中学校調理場に町で購入した非破壊式放射能測定器 1 台を設置し、小・中学校・浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等を測定する。</p> <p>1. 町民からの受付</p> <ul style="list-style-type: none">・対象者 : 浪江町民及び浪江町内に居住・通勤している方等・費用 : 無料・場所 : 浪江町役場本庁舎、津島支所・受付日時 : 平日(土、日・祝日を除く)午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分・測定品目 : 飲用水(井戸水、わき水など)、町内や避難先での家庭菜園などの農作物、その他の食品(山菜等)、農作物を栽培している農園の土壌(土壌とそこで栽培された作物を一緒に持参された場合のみ検査。土壌のみの検査は不可)。・検査対象外 : 自らが食用とするもの以外、市販されているもの、帰還困難区域のもの。・申し込み方法 : 窓口で受付し受取る。・測定結果の通知方法 : ①郵送 ②直接窓口受渡し ③電話により測定結果報告・検査結果の公表 : 毎月食品の放射能簡易分析結果を広報等へ掲載。 <p>2. 学校給食</p> <ul style="list-style-type: none">・場所 : なみえ創成小・中学校調理場・測定品目 : 浪江町立なみえ創生小学校・中学校・浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等・測定結果の通知方法 : 検査終了後、結果報告					

【浪江町復興計画【第三次】】

第4章 健康と福祉のまちづくり

施策3 (1)放射線による健康不安への対策 P81

当面の事業概要

<令和6年度>

○自家消費野菜等の放射能検査事業

- ・自家消費農作物（家庭菜園等）、野生の山菜・キノコ等の測定。
- ・浪江町立なみえ創生小学校・中学校・浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等の測定。
- ・検査に要する測定装置については、年1回の点検校正業務を行う。
- ・検査結果は、毎月広報等へ掲載する。
- ・津島地区への帰還を促進するため、新たに津島支所に検査機器を導入し、検査体制を整える。

<令和7年度以降>

継続しての実施を予定。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

自家消費野菜等の放射能検査体制を整備・維持することにより、内部被ばくを未然に防ぎ町民の健康を守るとともに、町民及び児童・生徒・保護者が抱える食への不安を軽減し、食品等に対する安心・安全を確保することにつながる。また、検査結果を公表し、食品の安全性を町民自らの目で確かめることにより、町内での農業再開や帰町後の町民の生きがいづくりや、帰町のための判断材料となり、ふるさとへの帰町意識を醸成させることにつながる。放射能検査ができる体制を整え、自ら採取した山菜やきのこ類、自家用農作物の検査を実施することで、放射能の現状を正しく理解、認識することにより原発事故以前の地域コミュニティの絆が再生でき、牽いては、地域全体の再生が実現できる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	90	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 浪江地区・基金型	事業番号	(5)-40-4
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(5,854,983 (千円)) 6,606,762(千円)		全体事業費	(5,854,983 (千円)) 6,606,762(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災後、町のほとんどが東京電力福島第 1 原子力発電所から 30km 圏内にあることから、緊急時避難準備区域となり数多くの住民が避難したため、地域農業の再開・震災からの復興が課題となっている。</p> <p>福島第 1 原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの維持管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、維持管理が困難な状態が続いている他、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念される。</p> <p>浪江町では、平成 29 年度から、農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質のため池底質の調査や、高濃度の放射性物質が確認されたため池では底質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じて来たところであるが、令和元年度東日本台風(台風 19 号)等の影響により山間部からのため池への汚染土砂(放射性物質)の流入の影響が懸念されるため、再度町内ため池の調査が必要となっている。</p> <p>また、ため池内に堆積していると思われる汚染土砂の農地への拡散等を防ぐためには、放射性物質に汚染された土砂等の除去や拡散防止の対策を講じる必要がある。</p> <p>よって、本事業を推進することにより、農業水利施設の機能の保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要					
<p>上記目標を達成するため、個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、ため池毎に必要な対策を検討するとともに、町内ため池の総合的な対策推進計画を策定する。さらに、上記検討結果に基づき、汚染濃度が高いため池について汚染拡散防止対策(底質の固化、被覆、除去等)の実施設計を行い、その対策を実施していく。</p>					
(2) 事業量					
< 第 46 回 >					
・ 基礎調査 6 箇所、詳細調査・実施設計 2 箇所					
・ 再対策実施 3 箇所					
(3) 復興計画への位置づけ					
【浪江町復興計画第 3 次】(抜粋)					
第 1 章 夢と希望のある産業と仕事づくり					
施策 1 農林水産業の再興					
(1) 農業の再開					
《これからの取組》					
エ 農業と再開できる環境の再生					
(ア) 農業用水の安全の確保(放射性物質を含んだため池の底質除去を実施)					

当面の事業概要

<平成 29 年度>

○基礎調査・詳細調査（第 17 回申請・単年度型）

ため池放射性物質対策のための基礎・詳細調査のみの予定であったが、詳細調査実施の地元調整が
つかなかった箇所への減及び調査結果により対策工事を急ぐ必要のある箇所の実施設計を追加した。

【申請数】基礎調査 8 箇所、詳細調査 13 箇所

【実績数】基礎調査 8 箇所、詳細調査 12 箇所、実施設計 1 箇所

<平成 30 年度>

○基礎調査・詳細調査・実施設計（第 20 回申請・単年度型）

ため池放射性物質対策のための基礎・詳細調査及び調査結果による対策工事の実施設計。

【申請数】基礎調査 2 箇所、詳細調査 8 箇所、実施設計 11 箇所

【実績数】基礎調査 2 箇所、詳細調査 8 箇所、実施設計 11 箇所

○詳細調査・対策実施（第 21 回申請・単年度型）

ため池放射性物質対策のための詳細調査及び調査結果による対策工事の実施。

【申請数】詳細調査 1 箇所、対策実施 1 箇所

【実績数】詳細調査 1 箇所、対策実施 1 箇所

<令和 1～令和 7 年度>

○詳細調査・実施設計・対策実施（第 24 回申請・基金型）

ため池放射性物質対策のための詳細調査・実施設計及び対策工事の実施を予定していたが、対策を急ぐ必要
のあるため池の、対策工事を追加した。

【申請数】詳細調査 1 箇所、実施設計 10 箇所、対策実施 11 箇所

○対策実施（第 33 回申請・基金型）

ため池放射性物質対策のための対策工事の実施。

【申請数】対策実施 3 箇所

○対策実施（第 35 回申請・基金型）

ため池放射性物質対策のため池の対策工事の実施。

【申請数】対策実施 6 箇所

○基礎調査・詳細調査・実施設計（第 37 回申請・基金型）

令和元年の 10 月の台風 19 号及びその後の大雨による再汚染の恐れのあるため池について、ため池放射性物
質対策のための調査等の実施。

【申請数】基礎調査 7 箇所、詳細調査・実施設計 3 箇所

○基礎調査・詳細調査・実施設計（第 40 回変更・基金型）

令和元年の 10 月の台風 19 号及びその後の大雨により、新たに再汚染の恐れのあるため池について、ため池
放射性物質対策のための調査等の追加。

【申請数】基礎調査 4 箇所、詳細調査・実施設計 3 箇所

○再対策実施（第 42 回変更・基金型）

ため池放射性物質対策のため池の再対策工事の実施。

【申請数】再対策実施 4 箇所

○詳細調査・実施設計・再対策実施（第 43 回申請・基金型）

令和元年の10月の台風19号及びその後の大雨により、新たに再汚染が確認されたため池について、ため池放射性物質対策の詳細調査・実施設計、対策工事の実施。

【申請数】詳細調査・実施設計3箇所、再対策実施2箇所

○再対策実施(第45回申請・基金型)

ため池放射性物質対策のため池の再対策工事の実施

※令和5年9月の台風13号を含む大雨(降水量80mm以上)の影響において、工法変更による増額申請

【申請数】再対策実施2箇所

○基礎調査・詳細調査・実施設計・再対策実施(第46回申請・基金型)(今回)

ため池放射性物質対策のため池の再対策工事の実施

【申請数】基礎調査6箇所、詳細調査・実施設計2箇所、再対策実施3箇所

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本事業を導入してため池の汚染拡散防止対策を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。

関連する事業の概要

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

NO.	123	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画） 浪江地区（基金型）	事業番号	(5)-40-5
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(67,656(千円)) 223,132(千円)		全体事業費	(67,656(千円)) 223,132(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>避難指示区域のある浪江町において、大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理を行いながら、水稲を中心とした営農活動を行ってきた。</p> <p>しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のような適切な維持管理が困難となり、施設の劣化や機能低下が進んでいる。</p> <p>本町においては、震災後の避難指示や除染等により営農再開できない農地が散在し、面的な営農再開が進まない状況もあるが、一部地域では作付けが再開されており、本地区においても、農家の営農意欲が高く、営農再開に向けた取組みが行われている。</p> <p>よって、本事業を導入することにより、老朽化したため池を改修することで営農再開及び住民の早期帰還を促進し、加えて農村地域の防災機能向上を図り再生加速化を推進する。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要					
<p>避難指示により長期避難を余儀なくされ、ため池の適切な管理を行うことができなかつたため、取水施設及びため池付帯施設の老朽化が急激に進み、貯水能力に支障を来している。</p> <p>老朽化したため池の改修を行うことにより、安定した農業用水の確保が可能になるとともに、ため池の防災機能を向上させることにより、営農再開及び地域住民の帰還を促進し、地域の復興再生に資することを目的とする。</p>					
(2) 事業量					
＜第 42 回＞					
実施計画策定業務 5 箇所					
＜第 46 回＞					
実施計画策定 10 箇所					
福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（農林水産省）別添 1-18					
(3) 復興計画への位置付け					
【浪江町復興計画第 3 次】（抜粋）					
第 1 章 夢と希望のある産業と仕事づくり					
施策 1 農林水産業の再興					
(1) 農業の再開					
《これからの取組》					
エ 農業と再開できる環境の再生					
(イ) 農業用ため池の防災・減災の推進					
当面の事業概要					
＜令和 5・6 年度＞					
○ 実施計画策定（第 42 回申請・基金型）					
農業用ため池の防災・減災の推進の為の実施計画策定					
【申請数】実施計画策定 5 箇所					

<令和6・7年度> ○ 実施計画策定（第46回申請・基金型）（今回） 農業用ため池の防災・減災の推進の為の実施計画策定 【申請数】実施計画策定 10箇所	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
避難指示中にため池の管理が不可能となり、取水施設等の老朽化が急激に進んだため、本対策を進めることにより、営農再開が実現できる状況を構築し、地域農業の再建、農業者の営農再開意欲の向上及び住民帰還を図る。	
関連する事業の概要	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

NO.	128	事業名	農業基盤整備促進事業（浪江地区）	事業番号	(5) -42-1
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		118,080(千円)	全体事業費	379,200(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災によりすべての町民が避難したため、長期間農用地等の適切な管理をすることができず、水利施設等の機能低下が進んでおり、営農に大きな支障となっている。</p> <p>現在、国等の災害復旧工事により、基幹水路の復旧はおおむね終了したものの、住民の帰還は進んでおらず、多くは避難先からの「通り農業」を行っている。農作業に従事する人間に限られているなか、本事業を導入することにより、農作業の効率化および維持管理の軽減を図ることにより、一層の営農面積の拡大及び地域農業の再生を図るものである。</p>					
事業概要					
(1) 事業概要 <p>当町は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響により、すべての町民が避難したが、平成 29 年 3 月 31 日に一部の避難区域の解除が行われた。また、令和 5 年 3 月 31 日には特定復興再生拠点区域が避難指示解除されたところではあるが、依然として町の面積の約 7 割以上が帰還困難区域として指定されている。</p> <p>こうした状況のなか、長期間農用地を管理することができなかつたことから、農業関連施設の機能が著しく低下していることに加え、住民の長期避難生活の影響から住民帰還が思ったより進まず、少人数の営農活動を余儀なくされている。</p> <p>そのため、本事業を実施するにより効率的な営農環境を整備することにより、少人数でも営農面積を拡大でき、かつ、維持管理に負担減が図れるような取り組みを実施する。</p>					
(2) 事業実施内容 <p><第 46 回申請> 調査測量設計業務 一式（畦畔除去工 A=25.08ha 暗渠排水工 A=10.3ha 客土工 A=0.5ha） 発注者支援業務</p>					
(3) 復興計画への位置づけ <p>【浪江町復興計画第 3 次】（抜粋） 第 1 章 夢と希望のある産業と仕事づくり 施策 6 農林漁業の再興 （1）農業の再生 町内全域の農地を再生し、農業の再開を推進します。</p>					
当面の事業概要					
<p><令和 6 年度> ○第 46 回申請 1. 調査測量設計業務 一式 2. 発注者支援業務</p> <p><令和 7 年度> 1. 基盤整備工 N=3 箇所（畦畔除去工、暗渠排水工 その他） 2. 発注者支援業務</p>					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
本事業を実施することにより農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	126	事業名	産学官連携施設整備事業	事業番号	(6)-47-2
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(36,036 (千円)) 233,318 (千円)	全体事業費	(36,036 (千円)) 233,318 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>震災と原発事故から 12 年が経過する中、令和 5 年 11 月末現在の町内居住人口は 2,130 人に留まっている。また、令和 5 年 3 月に避難指示が解除された特定復興再生拠点区域の再生や、今後進められる特定帰還居住区域の避難指示解除など、地域ごとの復興状況に合わせた生活環境の整備と産業の再生が求められている。</p> <p>このような中、震災以降、企業・大学との連携協定の締結や、復興知事業・実用化開発補助金などを活用しながら、産学官が連携して様々な課題解決や技術開発を進めている。一方で、町内の民間建物の多くが震災により解体を余儀なくされているうえ、町が整備した貸事務所についても満床となっており、活動拠点の不足から、産学官連携による取り組みが限定的となっている。</p> <p>これらのことから、産学官連携の拠点となる施設の整備により大学や企業が本施設へ入居することで、大学教員・従業員等が新たに町内に居住し、帰還・移住の促進に繋げることを目的とする。</p> <p>これに加え、本施設の整備を契機として新たな産業を長期的に生み出す環境を構築することで、町民の帰還や移住定住の促進に加え、交流人口拡大による地元企業の事業再開や、交流人口が居住者に転じることによる人口増加に繋げていく。</p>					
事業概要					
1 事業概要					
産学官連携拠点施設整備の基本設計・実施設計等を行う。					
【施設概要】					
① 施設規模					
大学等の教育機関 3 機関 (連携協定締結大学の半数程度) 及び企業等が 2 社程度入居するものとし、延床面積約 3,000 m ² の施設とする。					
② 施設構造等					
町内で製造している大断面集成材の活用や、整備予定地周辺で進められている駅周辺整備事業と景観の調和を図る。					
③ 整備場所					
産学官連携の拠点となることから、人流があり多様な人財が集まりやすい場所としつつ、本施設設置による周辺エリアの賑わい創出につなげるため、中心市街地内町有地に整備する。					
④ 施設の主な機能					
(ア) 貸事務所 (入居企業、大学等の事務所オフィス)					
(イ) 会議室 (大会議室、会議・商談スペース、Web 会議用スペース 等)					
(ウ) 多目的室 (レクチャーホール、マルチメディアルーム 等)					
(エ) 共用部 (施設管理事務室、エントランスラウンジ、トイレ、倉庫、給湯室、エレベーター等)					
(1) 建築設計					
ア 総合建築設計業務					
イ 構造設計業務					
ウ 設備設計業務					
エ その他設備等業務 (ZEB 関係他)					
オ 基礎検討 (動解析、地盤改良設計)					
カ 設計図書作成、積算業務					
(2) 付帯工事設計等					

ア 敷地造成、進入路、広場、フェンス等の設計

イ 地質調査

2 本事業の位置づけ

○浪江町復興計画【第三次】(令和3年3月策定)

第1章 夢と希望のある産業と仕事づくり

施策2 新たな産業と雇用の創出

〈目指す姿と取組〉

◆魅力ある仕事づくりのためには、町内に立地する研究・実証環境の発信と積極的な企業誘致を継続し、雇用の場の確保と地域経済の再生に取り組みます。事業者、大学等との連携による研究開発、実用化等のイノベーション構想の実現に向けた取組を推進します。

〈施策の展開〉

(2)企業誘致の推進

ア 町内での企業や大学の研究活動の推進

イ 企業誘致活動の強化

○まち・ひと・しごと創生浪江町総合戦略【第2期】(令和2年3月策定)

基本目標1 持続可能なしごとづくり

施策3 新たな産業の創出

◆施策3-1 イノベーション・コースト構想の活用

・震災アーカイブ拠点、国際産学官共同研究室、ロボット産業拠点等のイノベーション・コースト構想の拠点誘致を積極的に推進します。

当面の事業概要

＜令和5年度＞

基本計画

＜令和6年度＞

基本設計・実施設計、地質調査（今回申請）

＜令和7年度＞

建築工事、附帯工事

地域の帰還・移住等環境整備との関係

これまでの産業団地整備によって既存産業の再生と新たな産業集積を図り、雇用の場の確保を推進してきた。新たに中心市街地に産学官連携による産業の受け皿となる貸事務所の整備を行うことで、さらなる雇用を創出するとともに企業の帰還・新規立地を加速させることにより浪江町における帰還・移住等環境整備につながる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	55	事業名	浪江町飲料水等安全確保支援事業	事業番号	(2) -19-1
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(254, 907 (千円)) 268, 437 (千円)	全体事業費	(254, 907 (千円)) 268, 437 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
帰還する町民が安心して生活するためには、放射性物質に対して安全・安心して利用できる飲料水及び生活用水の確保が必須である。浪江町では、上水道が整備されているところであるが、一部、井戸水や沢水を利用していた世帯があり、こういった方々が安心して帰還できるよう、井戸を整備することにより飲料水及び生活用水を確保する。					
事業概要					
放射線や放射性物質への不安を払拭し、安心して帰還できる生活環境を整えることを目的として、町内の上水道が供給されていない世帯のうち帰還意向のある世帯に対し、放射線を取り込まない措置として、新規の井戸掘削による安全・安心な飲料水及び生活用水の確保を実施する。					
当面の事業概要					
＜平成 28 年度＞ ・井戸掘削及びポンプ設置工事 4 世帯					
＜平成 29 年度＞ ・井戸掘削及びポンプ設置工事 5 世帯					
＜平成 30 年度＞ ・井戸掘削及びポンプ設置工事 3 世帯					
＜令和元年度＞ ・井戸掘削及びポンプ設置工事 4 世帯 ・井戸掘削 (100m⇒150m)					
＜令和 2 年度＞ ・井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯					
＜令和 3 年度＞ ・井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯 (うち帰還困難区域内復興拠点 1 世帯)					
＜令和 4 年度＞ ・井戸掘削及びポンプ設置工事 6 世帯 (うち帰還困難区域内復興拠点 4 世帯)					
＜第 43 回分申請＞ ・井戸掘削及びポンプ設置工事 2 世帯 (うち帰還困難区域内復興拠点 2 世帯)					
＜第 45 回分申請＞ ・井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯					
＜第 46 回分申請＞ ・井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
住民の帰還に向けて、放射性物質が飲料水、生活用水に混入する不安払拭のための措置を講じるものである。除染後においても、更なる生活環境の快適性と線量低減効果が同時に期待できるような、きめ細かい生活環境の向上を図ることにより、浪江町の復興・再生に資するものである。					
関連する事業の概要					
個人線量計による外部被ばく線量測定事業、WBC による内部被ばく検査事業などと併せて、放射線や放射性物					

質に対する帰還住民の不安の解消を図る。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	98	事業名	移住・定住情報発信事業	事業番号	7-49-1
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	直接	
総交付対象事業費		(10,384(千円) 12,384(千円)	全体事業費		(10,384(千円) 12,384(千円)
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和5年11月末時点の町内居住人口は2,130人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ約1割の状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。</p>					
事業概要					
<p>当町が持つさまざまな魅力を移住希望者にアピールし、移住・定住を促進するためのPR用ガイドブックを増刷し、移住に関する情報を効果的に発信する。また、昨年度も参加した移住に関する相談会やイベント等に出展し、より効果の高い情報発信活動を展開する。</p>					
〈本事業の位置づけ〉					
○浪江町復興計画【第三次】(令和3年3月策定)					
第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり					
施策2 移住・定住の推進					
〈目指す姿と取組〉					
◆移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。加えて、お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。					
◆大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。					
〈施策の展開〉					
(1)移住・定住の促進					
ア 町への帰還支援					
イ 空き家対策の推進					
ウ 移住促進の情報発信・人口支援					
エ 移住者の定住促進支援					
○浪江町総合戦略(第2期)(令和2年3月策定)					
基本目標2 交流・関係人口の拡大、定住の促進					
施策2 移住・定住を促進する仕組みづくり					
◆施策2-1:移住・定住等施策の推進					
・移住・定住、交流及び関係人口を創出・拡大するため、相談窓口の設置などの取組を推進します。					
・空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。					
・暮らしの情報や移住・定住支援施策など、町の魅力を積極的に発信します。					
◆施策2-2:交流機会の創出					
・移住を積極的に受け入れ、新たな視点での町の振興を進めます。					
・NPOや各種団体と連携し、各種イベントなど若者が集う機会を創造します。					

当面の事業概要															
<p><令和6年度></p> <p>1 ガイドブックの印刷【継続】</p> <p>現在のガイドブックを時点修正し印刷します。</p> <p>(1)掲載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドブック 682千円 <p>町の概要、暮らし情報、住宅情報、子育て・教育環境、仕事情報、移住者インタビュー、浪江町市街地マップによる町内施設名簿、交通アクセス、観光・特産品情報等</p> <p>(2)活用想定シーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住定住相談窓口 ・ふるさと回帰支援センター等県外移住相談窓口 ・浪江駅や道の駅なみえ等町内施設 ・移住定住相談会等イベント出展時 <p>(1)出展予定イベント及び出展料・荷物配送料【継続】</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 東北U・Iターン大相談会（例年7月頃開催・東京交通会館）</td> <td>66千円</td> </tr> <tr> <td>イ ふるさと回帰フェア（例年9月頃開催・東京国際フォーラム）</td> <td>242千円（2日間出展）</td> </tr> <tr> <td>フェア出展のためのふるさと回帰支援センター会員年会費</td> <td>50千円</td> </tr> <tr> <td>ウ 福島くらし&しごとフェア（例年11月頃開催・東京交通会館）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>エ 移住・交流&地域おこしフェア（例年1月頃開催・東京ビッグサイト）</td> <td>264千円（2日間出展）</td> </tr> <tr> <td>オ 都心部で開催される12市町村移住支援センター主催イベント（2回）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>カ 出展物品配送料（6回×8,000円）</td> <td>48千円</td> </tr> </table> <p>(2)イベント出展旅費【継続】</p> <p>上記イ、エ、オの出張旅費（ア、ウは移住相談窓口委託先が参加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イ、エ（3泊4日）（電車賃14,780円+宿泊費39,300円+日当10,400円）×3人×2回 387千円 ・オ（1泊2日）（電車賃14,780円+宿泊費13,100円+日当5,200円）×2人×2回 133千円 <p>※ 町条例にて宿泊費は1泊あたり13,100円、日当は1日あたり2,600円と定めている。</p> <p>(3)イベント出展時消耗品【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドブック配布用バッグ 200枚 66千円 ・ウェットティッシュ 1000セット 64千円 <p><令和7年度></p> <p>継続して移住に関する情報発信の取組や、相談会等イベント出展を予定。</p>		ア 東北U・Iターン大相談会（例年7月頃開催・東京交通会館）	66千円	イ ふるさと回帰フェア（例年9月頃開催・東京国際フォーラム）	242千円（2日間出展）	フェア出展のためのふるさと回帰支援センター会員年会費	50千円	ウ 福島くらし&しごとフェア（例年11月頃開催・東京交通会館）	0円	エ 移住・交流&地域おこしフェア（例年1月頃開催・東京ビッグサイト）	264千円（2日間出展）	オ 都心部で開催される12市町村移住支援センター主催イベント（2回）	0円	カ 出展物品配送料（6回×8,000円）	48千円
ア 東北U・Iターン大相談会（例年7月頃開催・東京交通会館）	66千円														
イ ふるさと回帰フェア（例年9月頃開催・東京国際フォーラム）	242千円（2日間出展）														
フェア出展のためのふるさと回帰支援センター会員年会費	50千円														
ウ 福島くらし&しごとフェア（例年11月頃開催・東京交通会館）	0円														
エ 移住・交流&地域おこしフェア（例年1月頃開催・東京ビッグサイト）	264千円（2日間出展）														
オ 都心部で開催される12市町村移住支援センター主催イベント（2回）	0円														
カ 出展物品配送料（6回×8,000円）	48千円														
<p>地域の帰還・移住等環境整備との関係</p> <p>移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。</p>															
<p>関連する事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住相談窓口体制整備事業 ・移住検討者お試し宿泊事業 ・移住相談・チャレンジ拠点整備事業 ・移住者向け住宅支援事業 ・起業家呼び込み・育成事業 <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>															
<p>関連する基幹事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付団体</td> <td></td> </tr> </table> <p>基幹事業との関連性</p> <table border="1"> <tr> <td></td> </tr> </table>		事業番号		事業名		交付団体									
事業番号															
事業名															
交付団体															

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

No.	99	事業名	移住・定住相談窓口体制整備事業	事業番号	7-49-2
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	直接	
総交付対象事業費		(70,914(千円) 92,254(千円)	全体事業費		(70,914(千円) 92,254(千円)
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町は、6 年間の全町避難を経て、平成 29 年 3 月 31 日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ令和 5 年 11 月末時点の町内居住人口は 2,130 人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約 21,000 人に比べ約 1 割の状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。</p>					
事業概要					
<p>当町への移住希望者のニーズにきめ細かく、かつ柔軟に対応するため、ワンストップで支援する相談拠点の設置をはじめ、様々な関連業務を一体的に取り組むことで、移住定住の推進を図る。</p>					
〈本事業の位置づけ〉					
○浪江町復興計画【第三次】(令和 3 年 3 月策定)					
第 5 章 絆の維持と持続可能なまちづくり					
施策 2 移住・定住の推進					
〈目指す姿と取組〉					
◆移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。加えて、お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。					
◆大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。					
〈施策の展開〉					
(1)移住・定住の促進					
ア 町への帰還支援					
イ 空き家対策の推進					
ウ 移住促進の情報発信・入口支援					
エ 移住者の定住促進支援					
○浪江町総合戦略(第 2 期)(令和 2 年 3 月策定)					
基本目標 2 交流・関係人口の拡大、定住の促進					
施策 2 移住・定住を促進する仕組みづくり					
◆施策 2-1: 移住・定住等施策の推進					
・移住・定住、交流及び関係人口を創出・拡大するため、相談窓口の設置などの取組を推進します。					
・空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。					
・暮らしの情報や移住・定住支援施策など、町の魅力を積極的に発信します。					
◆施策 2-2: 交流機会の創出					
・移住を積極的に受け入れ、新たな視点での町の振興を進めます。					
・NPO や各種団体と連携し、各種イベントなど若者が集う機会を創造します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					

当面の事業概要	
<p><令和6年度></p> <p>1 移住定住相談窓口実施業務 21,340千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談対応 ・ 移住定住に関する情報収集及び整理 ・ 移住者獲得に向けた情報発信 ・ 移住フェア等イベントでの相談窓口業務 ・ 移住者交流会の開催 ・ 業務マニュアルの更新及びデータ整理 <p>2 人員体制</p> <p>相談員を2名配置するとともに、その他適切かつ十分な人員体制のもとで進める。</p> <p><令和7年度以降></p> <p>継続して実施予定。</p>	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
<p>移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。</p>	
関連する事業の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住情報発信事業 ・ 移住検討者お試し宿泊助成事業 ・ 移住相談・チャレンジ拠点整備事業 <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	100	事業名	移住検討者お試し宿泊事業	事業番号	7-49-3
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(9,858(千円)) 15,994(千円)	全体事業費	(9,858(千円)) 15,994(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和5年11月末時点の町内居住人口は2,130人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ約1割の状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。

事業概要

県外からの移住検討者が町内に安価に滞在できる環境を提供することで、浪江町をより知っていただき、移住・移転の増加に繋げることを目的とする。
短期間の宿泊(5泊以内)では町内宿泊施設を利用した際の宿泊費の一部を補助する。
長期間の宿泊(1ヶ月以内)では町営宿泊施設「福島いこいの村なみえ」のコテージ棟を活用した長期滞在費の一部を補助する。
また、レンタカー・レンタサイクルの利用補助により、移住検討者に浪江町の生活を体験していただく。移住検討者は、移住・定住相談窓口で移住計画書を提出し、フォローを受けることで移住前の不安解消に繋げる。

<本事業の位置づけ>

○浪江町復興計画【第三次】(令和3年3月策定)

第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり

施策2 移住・定住の推進

<目指す姿と取組>

- ◆移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。加えて、お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。
- ◆大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。

<施策の展開>

(1)移住・定住の促進

- ア 町への帰還支援
- イ 空き家対策の推進
- ウ 移住促進の情報発信・入口支援
- エ 移住者の定住促進支援

○浪江町総合戦略(第2期)(令和2年3月策定)

基本目標2 交流・関係人口の拡大、定住の促進

施策2 移住・定住を促進する仕組みづくり

- ◆施策2-1:移住・定住等施策の推進

- ・ 移住・定住、交流及び関係人口を創出・拡大するため、相談窓口の設置などの取組を推進します。
 - ・ 空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。
 - ・ 暮らしの情報や移住・定住支援施策など、町の魅力を積極的に発信します。
- ◆ 施策 2-2：交流機会の創出
- ・ 移住を積極的に受け入れ、新たな視点での町の振興を進めます。
 - ・ NPO や各種団体と連携し、各種イベントなど若者が集う機会を創造します。

当面の事業概要

<令和 6 年度>

1 短期宿泊費補助

(1) 宿泊費低廉化に要する補助 450 千円 (180 泊分)

移住検討者が町内宿泊施設に利用した際に、宿泊費を 2,500 円割引。割引分を町内宿泊施設に補助する。

2 長期宿泊費補助

(1) 宿泊費低廉化に要する補助 5,006 千円 (一人利用：30 回分、二人利用：6 回分)

福島いこいの村なみえコテージ棟の月額宿泊費を設定。移住検討者は月額 2 万円とし、月額宿泊費との差額を福島いこいの村なみえに補助する。

(2) レンタサイクル配備に要する費用 20 千円 (維持管理費：4 千円/台 5 台)

移住検討者に無料貸出し、町内散策に活用してもらう。

(3) レンタカー利用に要する補助 660 千円 (月額料金：66 千円 10 回分)

浪江観光レンタカーの移住検討者向けレンタカー料金を利用した場合、利用料金を補助する。

※ガソリン代は個人負担

<令和 7 年度>

継続して実施予定。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。

関連する事業の概要

- ・ 移住定住情報発信事業
- ・ 移住定住相談窓口体制整備事業
- ・ 移住相談・チャレンジ拠点整備事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	118	事業名	移住者向け住宅支援事業	事業番号	7-49-8
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(30,117 (千円) 49,962 (千円)	全体事業費	(30,117 (千円) 49,962 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
当町は、6 年間の全町避難を経て、平成 29 年 3 月 31 日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和 5 年 11 月末時点の町内居住人口は 2,130 人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約 21,000 人に比べ約 1 割の状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。					
事業概要					
移住者が相双地方で就業又は起業し、町内不動産（拡充予定）が管理する賃貸住宅に入居する場合、家賃割引を最大 2 年間受けられる。					
＜対象者＞					
・ 平成 23 年 3 月 11 日時点で浪江町に住民票登録されていない人					
・ 令和 5 年 4 月 1 日以後に転入し、5 年以上定住する人					
・ 相双地方において就業または起業する人					
・ 以下に示す①または②のいずれかの要件を満たした賃貸住宅に入居する人					
① 不動産管理業を営む町内事業者が管理する賃貸住宅					
② 「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」に基づく賃貸住宅管理業の登録業者であり、相双地区またはいわき地区に本店または支店を有する不動産事業者が所有または仲介する賃貸物件					
＜本事業の位置づけ＞					
○浪江町復興計画【第三次】（令和 3 年 3 月策定）					
第 5 章 絆の維持と持続可能なまちづくり					
施策 2 移住・定住の推進					
＜目指す姿と取組＞					
◆（前略）お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。					
＜施策の展開＞					
(1) 移住・定住の推進					
ア 町への帰還支援					
イ 空き家対策の推進					
ウ 移住促進の情報発信・入口支援					
エ 移住者の定住促進支援					
○浪江町総合戦略（第 2 期）					
基本目標 2 交流・関係人口の拡大、定住の促進					
施策 2 移住・定住を促進する仕組みづくり					
◆施策 2-1：移住定住等施策の推進（抜粋）					
・ 空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。					
当面の事業概要					
＜令和 6 年度＞					
1 家賃割引に要する補助 19,845 千円					
補助額は、移住者が負担する月額家賃額から基準額（月額/37,000 円）を差し引いた額（上限 40,000 円）とする。当該補助を支給することにより、移住者の家賃負担の軽減を図り、移住に係る経済的支援を行う。					

令和6年度想定：57人（R4年度交付決定者12人 R5年度見込み者20人 R6年度新規交付者25人）
継続者 32人の月額補助額実績 7,845千円
6年度新規 25人×40千円/月×12カ月 =12,000千円 合計19,845千円

※想定人数根拠：

①継続対象者32人：4年度交付決定者12人
5年度分20人（交付決定者12人、相談に基づく予定者4人、予定者4人）

②新規交付者25人

※令和6年度新規交付者は、対象物件を拡充したことにより昨年度と比較し5人増と見込む

<令和7年度>

継続して実施予定

地域の帰還・移住等環境整備との関係

移住者を呼び込むためには住まいは重要である。移住希望者は、賃貸住宅を希望する方が多いことから、家賃を補助する事業を実施。また、今年度からは対象要件を拡充し、より多くの移住者を呼び込む。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	119	事業名	浪江町起業家呼び込み・育成事業	事業番号	7-49-9
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(321,567(千円) 511,086(千円)	全体事業費	(321,567(千円) 511,086(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和5年11月末時点の町内居住人口は2,130人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ約1割の状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。</p>					
事業概要					
<p>浪江町移住・定住促進中期戦略において、ターゲット層1として復興や地域課題の解決に対する意欲が高い人としてスタートアップ支援を掲げている。</p> <p>移住検討にあたっては移住先での就業先の確保が重要な要素となるが、現状町では、町内で活動する事業者に限られ移住者の就業先が十分とはいえない状況が続いている。また飲食店や小売店、理美容業など日常的なサービスを提供する事業者の不足等が課題となっており、庁内の居住環境を向上させ、移住者を呼び込むためには、その担い手となる人材の呼び込み・育成が急務となっている。</p> <p>加えて、町の活性化のためには移住者が移住者を呼び込む流れを創出することが重要であり、前進・発展する町のイメージ創出につながるスタートアップ起業家の呼び込み・育成や、起業の地としてのわかりやすい魅力の発信を継続的に行っていく必要がある。</p> <p>このような取組を、令和4年度に整備した駅前ワークスペースを活用しながら実施していくことで、町に賑わいをもたらす更なる活性化を図る。また、この事業で行う起業家の呼び込みや起業支援の取組を将来的には駅前に整備する移住相談・チャレンジ拠点を活用して継続していく。</p>					
<p><本事業の位置づけ></p> <p>○浪江町復興計画【第三次】(令和3年3月策定)</p> <p>第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり</p> <p>施策2 移住・定住の推進</p> <p><目指す姿と取組></p> <p>◆(前略)お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。</p> <p><施策の展開></p> <p>(1)移住・定住の推進</p> <p>ア 町への帰還支援</p> <p>イ 空き家対策の推進</p> <p>ウ 移住促進の情報発信・入口支援</p> <p>エ 移住者の定住促進支援</p>					
当面の事業概要					
<p><令和6年度></p> <p>起業呼び込み・育成業務委託 189,519千円</p> <p>(1) ワークスペースの運営</p> <p>トレーラーハウスを活用して整備したワークスペースの運営及び利用の促進を行う。</p> <p>(2) 起業支援・事業化支援</p>					

起業に関する相談対応やセミナー等による新たな起業家呼び込み・育成を行うとともに、事業の成長を図る事業者に向けて、新規事業・新商品開発等の新たな取組の事業化に向けたメンタリングや計画策定を支援する。

(3) スタートアップ支援

急成長志向型の起業（スタートアップ）を促進するオンライン講座の配信や、起業前後のスタートアップ起業家を対象とした伴走支援プログラムを実施する。

(4) ブランド化、魅力向上の検討

起業家にとっての当町の魅力を向上させるため、5年度に実施した内容をさらに掘り下げるとともに、具体化したブランディングプランを並行して随時実施していく。

(5) 全体調整

(1)～(4)に関する全体調整や産学官民連携の検討・対応及び後年度の活動や負担の整理

<令和7年度以降>

継続して実施予定

地域の帰還・移住等環境整備との関係

起業家の活動が、現在町に存在する様々な課題の解決を促進し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。

関連する事業の概要

- ・移住・定住情報発信事業
- ・移住・定住相談窓口体制整備事業
- ・移住相談・チャレンジ拠点整備事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式1-3)

福島県(浪江町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和6年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	120	事業名	多様な農業の移住潜在層支援事業	事業番号	7-49-10
交付団体	浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)		
総交付対象事業費	(17,318(千円)) 33,818(千円)	全体事業費	(17,318(千円)) 33,818(千円)		

帰還・移住等環境整備に関する目標

当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和5年11月末時点の町内居住人口は2,130人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ1割程度の状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要があると考え、令和7年度までに復興や地域課題の課題に対する意欲の高い就農を希望する移住潜在層の獲得目標人数を30人以上としている。

なお、第三次浪江町農業再生プログラム(令和3年3月に策定)において、令和7年までの農業の担い手として、新規就農者25人以上、農業関連法人の雇用者数25人以上とする目標を掲げている。

事業概要

【事業概要】

多様な農業者の育成や新しい働き方を提供する場所づくりを実現する「農業分野の実践型教育の拠点」を創出し、特徴のある農業者の定着を図るため、「アグリイノベーション大学校連携プログラム開発」事業を実施し、移住・定住を促進する。

【事業内容】

■多様な担い手創出のための拠点構想

当町が実施中の「農業学校との連携プログラム開発」では、現在、首都圏等に居住し、就農に興味関心がある人材に当町の農業を知ってもらい、オンライン・オフラインによる座学やワークショップ、ディスカッションを通じて、当町が抱える農業の課題の解決に取り組む実践型のカリキュラムを提供している。

同プログラムにより、当町での「就農」や「二拠点居住」、「首都圏での情報発信」等のアクションプランが生み出され、今後の具体的な取り組みの中で、地域の農業者との連携や新たな担い手層へのアプローチが期待されている。

このようなプログラムの継続的な実施に向けて、参加者によるアクションプランの実践・実証の場の提供や域内外の農業者、企業等幅広い分野のネットワークの構築が不可欠であることから、本事業において、これらの活動を実現可能なプラットフォーム機能を果たす拠点の設置を行う必要がある。

(実践・実証されるアクションプランの例)

循環農業、ソーラーシェアリング、農家シェアハウス、商品開発・マーケティング、農業ボランティア他

【本事業の位置づけ】

■浪江町復興計画【第三次】(令和3年3月策定)

第1章 夢と希望のある産業と仕事づくり【施策1 農林水産業の再開】

◆目指す姿と取組

農産物、水産物、地酒、大堀相馬焼などの既存地場産品の他、新たな特産品として定着してきた花きやエゴマ商品などの安全性や品質の良さを様々な機会を捉え、積極的に情報発信するとともに、町内での農業体験ツアーや道の駅での陶芸体験・酒蔵見学など地場産品に触れる機会を創出することにより、風評被害払拭を図ります。

また、地場産品を率先して町内で活用する取組を推進するとともに、大学等関係機関と連携して、特産品の開発支援や農林水産物の六次化支援などを積極的に行います。

■第三次浪江町農業再生プログラム(令和3年3月策定)

第4章 主要施策【主要施策その1「担い手の確保・育成体制の整備」】

◆目指す姿と取組

農地所有者の営農再開が定率で、将来において担い手が不足することが明らかであるなか、もともとの町内農家の営農への誘導、新規就農者の確保、外部法人への誘致に向けた事業を展開してきたが、より効果的な施策を考案し展開していくことが必要であり、農業を通じて移住・定住促進にも取り組みます。

■浪江町移住・定住促進中期戦略(2021~2026)

主な取組: 5. 移住等の促進に資する主な取組

町外の農業学校等と連携し、移住促進や多様な担い手、新たな営農に対する移住潜在層モデル創出のためのプログラム開発を実施していく。

ターゲット層: 3 まちが獲得したい層

(ターゲット層1) 復興や地域課題の解決に対する意欲が高い人

当面の事業概要

【令和6年度】

- ・委託料：16,500千円
- ・目的：令和5年度に浪江町で新法人を設立し、半農半X・二拠点居住で新規に10名での就農が始まり、うち1名は浪江町に移住した。これ以外にも浪江町での生産と販路をつなぐ営農ビジネスでの参入、果樹や園芸作物での移住相談等があった。さらなる移住者の確保のため、県外（関東圏）居住の農業学校在学中、及び卒業した社会人（農業学校卒の移住潜在層）に対し、営農起業後の経営手法も含めた実践型プログラムを提供することで、当該プログラム終了後に浪江町に定住しながら営農を継続するための知見や経験を習得してもらい、浪江町への移住・定住者の増大を図る。
- ・実施時期：2024年5月～2025年3月
- ・内容：就農に興味関心がある人材が、定期的に浪江町を訪問し、浪江町における農林水産業等の魅力の調査、居住に向けた計画づくりなど実践的なケーススタディを行いながら、域内の農業者や域外の企業、メーカー等多様な関係者を巻き込んだプログラムを受講できる「農業分野の実践型教育の拠点」を創出する。
また、町内の農業生産法人等はビジネスとしての収益化が課題であり、その営農基盤を強化・改善することで研修や雇用就農としての移住者等の受入れの拡大が期待される。そのために必要な事業項目は以下（1）～（4）のとおりである。

（1）新たな営農モデル／就農拠点づくりに向けた教育プログラム支援

受託者は、県外の社会人向け農業学校の生徒を対象とした教育プログラムを運営し、参加者自らが浪江町の農業振興や就農に関する学びを深めながら多様なアクションプランを作成し、当該アクションプランを実践・実証するための取り組みを支援する。

なお、アクションプランの作成にあたっては、域内の農業者や企業の事業や新たな営農モデルの創出に寄与するものとなるよう、受託者が有する実績、知見を活用するとともに、外部専門機関の技術を活用する。

（2）営農・農業ビジネスの収益化支援事業

受託者は、浪江町が必要とする営農・農業ビジネスを把握し、法人の設立と支援、マーケティング等を行いながらモデルを構築する。

（3）浪江町と浪江町の外部との農家・農業法人・企業との連携促進事業

受託者は、浪江町内と町外の都市圏や東北圏および海外の農家・農業法人・企業との連携を深めることによって、浪江町新規就農移住者の獲得を促進するとともに、新規就農者移住者の新規事業構築や販路開拓等を支援する。

（4）新規就農移住者向けの浪江町における受け皿づくり促進事業

受託者は、新規就農移住者が浪江町で安心して定住・就農出来る環境づくりのため、就農研修・営農サポートなどの受け皿となる、浪江町内の農業者のネットワーキングと組織化を促進し、町内の農業者のコミュニティを構築する。

- ・募集：関東圏の社会人向け農業学校の受講生・卒業生（最大10名程度を定員とする。）

■プログラム内容は、下記のとおり予定している

時期（予定）	テーマ	内 容
令和6年5月	関係者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の選定 ・実証可能な営農モデルの検討 ・地域内外の様々なステークホルダーの確認
令和6年6月 ～令和7年1月	モデルの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・連携プログラムの継続 ・調査、まとめ：市場性、強み弱みの分析、活用可能な地域資源の探索、収支や販売などの検討 ・農業者コミュニティの構築検討
	現地ワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング ・ワークショップ
	検証・実践	<ul style="list-style-type: none"> ・専門講師からのアドバイス ・プログラムによる営農モデルの検証
令和7年2月	報告会、プレゼン	<ul style="list-style-type: none"> ・収支やビジネスモデルの発表など ・農業者コミュニティの構築状況報告 ・次年度計画の作成

令和7年3月

まとめ

・プログラムのまとめ、改良

【補足：アグリノベーション大学校について】

アグリノベーション大学校は、(株)マイファームが運営する社会人向け農業学校であり、関東（千葉、神奈川、埼玉）、関西（大阪、京都）に農場を構え農業技術や農業経営を全般的な学べる場所として運営されている。これまで姉妹校を含め2,000名の卒業生を輩出し、多種多様な人材が集まる。独立就農や雇用就農、移住も増えている。創設2011年。厚生労働省「教育訓練給付金」指定講座（2017年より）。2018年、には、日本農業技術検定協会より成績優秀団体として表彰を受ける（最優秀賞団体として「アグリノベーション大学校関東校」、優秀団体として「アグリノベーション大学校関西校」）。同年、農林水産省にて開催された「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」にてアグリノベーション大学校が「有機農業・環境保全型農業部門 生産局長賞」を受賞。

【令和7年度】

・委託料：継続して事業実施

地域の帰還・移住等環境整備との関係

移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者、新規就農者、営農拡大等を検討している農業者に対しても手厚い支援制度を展開しており、併せて帰還促進効果も期待できる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	124	事業名	移住相談・チャレンジ拠点整備事業	事業番号	7-49-11
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(29,760(千円) 47,818(千円)	全体事業費	(29,760(千円) 47,818(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和5年11月末時点の町内居住人口は2,130人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ約1割の状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。

事業概要

<目的>

- ・定住人口増のために、まずは、認知・興味を持ってもらい、浪江に足を運んでもらうことが重要であるが、その際に移住検討者が相談できる拠点を整備することが必要。
- ・拠点を通じて移住検討者のニーズに沿った情報(見学, 体験, 仕事, 住居等)で提供する。
- ・コワーキングスペースやシェアオフィス等、新規事業者や起業家が町内で活動を開始するためのきっかけとなる場所を提供する。
- ・移住検討者と町内事業者等をつなぐことで新しいコミュニティや新しいビジネスが生まれ、地域経済の活性化に繋げる。それらの方々が交流するイベントスペースや飲食スペース等を整備する。
- ・上記機能は仮設置スペース等において順次サービス提供を行っているが、すべて集約し、ワンストップで提供する施設を整備する。

<機能>

- ・移住相談窓口
- ・チャレンジオフィス
- ・会議スペース
- ・コワーキングスペース 等

<延床面積(予定)>

- ・全体: 1900㎡程度(屋外庇含む2階建て)
- ・内、交付対象面積: 約380㎡(全体の20%相当)

<実施設計>

- ・令和5年度実施の基本設計図書に整合した実施設計図書を作成し、概算工事費の算出と併せ積算数量の算出を実施。
- ・その他、確認申請に伴う構造計算書及び省エネ計算書、概略工事工程表等の作成を実施。

<本事業の位置づけ>

○浪江町復興計画【第三次】(令和3年3月策定)

第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり

施策2 移住・定住の推進

<目指す姿と取組>

- ◆移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。

<施策の展開>

(1) 移住・定住の促進

ア 町への帰還支援

イ 空き家対策の推進

ウ 移住促進の情報発信・入口支援

エ 移住者の定住促進支援

○浪江町総合戦略（第2期）

基本目標2 交流・関係人口の拡大、定住の促進

施策2 移住・定住を促進する仕組みづくり

◆施策2-1：移住・定住等施策の推進（抜粋）

・移住・定住、交流及び関係人口を創出・拡大するため、相談窓口の設置などの取組を推進します。

当面の事業概要

一団地整備事業における基盤整備の進捗を確認しながら進めていく。令和6年度は実施設計を実施。

<令和6年度>

実施設計業務委託料 18,058千円（全体事業費：90,208千円）

<令和7年度>

本工事費 約282,714千円（全体事業費：約1,423,420千円）

地域の帰還・移住等環境整備との関係

関係人口が増えることで町の賑わいを創り出すとともに、移住者が増えることで地域の再生に寄与していく。「人の活動が人を呼ぶ」好循環に繋げていく。

関連する事業の概要

- ・移住定住相談窓口体制整備事業
- ・起業家呼び込み・育成事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--